

岡山学院大学岡山短期大学コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和4年1月5日
統括管理責任者決定

岡山学院大学岡山短期大学では、公的研究費の適正な運営・管理のために、文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
I.対象	公的研究費の運営及び管理に関わる構成員	全ての構成員
II.目的	自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること。	不正を起こさせない組織風土を形成するため、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること。
III.実施内容、方法、頻度	1)「科研費公募要領説明会、コンプライアンス教育・研究倫理教育説明会」の実施（年1回以上） 2) 研究倫理eラーニングコース[eL CoRE]による教育の実施（応募時）	1) 全体会議において啓発資料の配付・説明（年1回以上） 2) メール、啓発資料の掲示（年3回以上）